

案件概要書

2017 年 10 月 31 日

1. 基本情報

- (1) 国・地域名：パレスチナ自治区
- (2) 対象地域名
ヨルダン川西岸地区及びガザ地区
- (3) 案件名：教育の質と環境改善のための学校建設計画（The Project for Construction of Schools for Improvement of Quality and Environment of Education）
- (4) 事業の要約：
ヨルダン川西岸地区及びガザ地区に初等・中等学校を建設することにより、教育の質と環境の向上を図り、もって同自治区の民生の安定及び向上に寄与することを目的とする。

2. 事業の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

パレスチナが位置する中東地域は、国際通商上の主要なルート上に位置し、また石油、天然ガスなどのエネルギー資源を世界に供給する重要な地域である。パレスチナ問題は、中東地域における中核的課題の 1 つであり、その解決は同地域の安定のみならず、8 割以上の原油を同地域から輸入する我が国にとり、そして国際社会にとり極めて重要である。かかる観点から、我が国は、パレスチナ問題の解決に政治面で積極的に関与すると共に、和平に向けた環境整備として、パレスチナ経済・社会の自立化促進による平和構築に取り組んできている。かかる我が国の取組は、中東地域の安定のみならずパレスチナとの友好協力関係の増進に寄与し、パレスチナ官民から高く評価されている。教育サービスの向上はパレスチナ政府が取り組んでいる課題のひとつであり、本計画は、かかる友好協力関係をさらに増進することに貢献するものであり、外交的にも有意義である。

我が国は、平成 28 年 5 月の G7 伊勢志摩サミットに先立ち、G7 議長国として、難民をはじめとする中東地域の諸課題の根本原因に対処するため、短期的な視点からの人道支援のみならず中長期的な視点から社会安定化と包摂的成長のための開発支援に取り組むことを発表した。本計画は、かかる「社会安定化と包摂的成長のための開発支援」の一部となるものである。また本計画は、上記サミットの際に我が国が表明した「総額 60 億ドルの支援」を具体化するものとなるため、外交的に有意義である。

また河野外務大臣は、本年 9 月にエジプトで開催した第 1 回日・アラブ政治対話において、教育・人材育成分野の協力拡大を含む新たな河野イニシアティブを発表しており、本計画は、同イニシアティブに合致しており、外交的に有意義である。

- (2) 当該国における教育セクターの開発の現状・課題及び本計画の位置付け

将来的な独立国家の建設と開発のため教育を重要視するパレスチナ自治政府は「国家政策アジェンダ 2017-2022」において「万人への質の高い教育」を国家優先課題と定め、「就学率と修了率の向上」を国家政策として掲げている。これを具現化するものとして MoEHE は「教育開発戦略計画（EDSP4）2017－2022」（以下「EDSP4」という。）を定め、その中で「質の高い初等・中等教育を 2030 年までに全ての子女へ提供すること」を第一の達成目標としている。

本計画は、二部制・三部制及び借り上げ教室の存在する地域において、MoEHE の進める ICT・デジタル教材を活用できる初等・中等学校を建設し、「教育の質の向上」に係る課題解決を図ろうとするものであり、EDSP4 の目標達成に不可欠な優先度の高い事業として位置付けられている。

紛争予防配慮として、パレスチナ・イスラエル間の対立とパレスチナ内部での対立を助長しないことが重要。他方、平和促進として、パレスチナ内の開発格差の是正、イスラエル（特に COGAT）からの対パレスチナ支援への協力取り付けが挙げられる。

(3) 教育セクターに対する我が国の協力方針等と本計画の位置付け

パレスチナ自治区国別開発協力方針（2012 年 12 月）では「民生の安定・向上」を重点分野として、基礎生活基盤としての教育を重要視している。それは、将来のパレスチナ独立国家がイスラエルと平和的に共存していくためには、民生の安定をもってイスラエルとの交渉を前向きに進められるような環境を整備していく必要があるからである。また和平志向の民意を強化するためにも重要である。パレスチナ自治区国別開発協力方針では、出生率が高く若年層の占める割合の大きいパレスチナ自治区において、学校不足の解消や若年層の育成をを課題として、学校の建設を含む教育サービスの充実を支援することを日本の協力方針に定め、教育サービス向上プログラムを展開している。また、社会的弱者となりやすい子供に適切な学習環境を整備することは、人間の安全保障の観点からも重要である。

(4) 他の援助機関の対応

世界銀行の現職教員研修(2013～2018 年)、米 USAID の現職教員研修(2012-2018 年)、独 KfW の西岸及びガザ地区での学校建設（2008-2015 年）等がある。

(5) 本計画を実施する開発政策上の意義

本計画は、パレスチナの開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致することから、事業の実施を支援する必要性は高い。また、教育へのアクセスを向上し、学習環境の改善を通じて「教育の質」を高めることから、すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育の提供を目指す SGD4 ゴール 4 に貢献すると考えられる。

パレスチナの所得水準は相対的に高いことから、「所得水準が相対的に高い国に対する無償資金協力の効果的な活用について」に基づき、無償資金協力の供与の適否について精査が必要である。

パレスチナは比較的に高い就学率をほこっているものの、それを支えているのは二部ないし三部制や借り上げ校舎での授業の実施であり、適切な教育環境を犠牲にした上で、就学率が維持されている。この就学率は近年おおむね維持されているも

の、学習環境の悪化は修了率の低下として表面化してきていると考えられ、「教育の質の低下」がドナー間での共通した認識となっている。他方、2050年に人口が2倍となるという国連の予測があるなど、増加している学齢人口への対応も一刻の猶予なく整えなければならない状況である（緊急性・迅速性）。

また、教育はいかなる社会でも必要なサービスであり、その適切な提供を支援することは人間の安全保障を強化する取り組みに他ならない。教育を含む社会サービスの「欠乏」といった脅威から個人を保護し、また、脅威に対処するために人々が自らのために選択・行動する知的な能力を強化することが重要である。パレスチナ自治区は、イスラエル軍の占領下に置かれており、多くの住民がいまも占領による種々の犠牲を日常的に強いられている。自治区住民の基礎的な社会・経済生活は、分離壁やチェックポイント等による移動の制限に加え、日常的な占領軍部隊の侵入やユダヤ人入植者の暴力等の大きな影響を被っている（人道上のニーズ）。

このような中、上述のとおり、2017年9月にエジプトで行われた第1回日・アラブ政治対話において、教育・人材育成分野の協力拡大を含む新たな河野イニシアティブを発表している（外交的観点、重要政策との関係）。

以上から、無償資金協力による本事業の実施は適当であると判断する。

3. 事業概要

(1) 事業概要

① 事業の目的

本計画は、ヨルダン川西岸地区及びガザ地区に初等・中等学校を建設することにより、教育の質と環境の向上を図り、もって同自治区の民生の安定及び向上に寄与することを目的とする。

② 事業内容

ア) 施設、機材等の内容：初等・中等学校の校舎、事務・教員室、図書室、保健室、コンピューター室、便所等の建設。学校家具及びICTを含む教育関連機材（理数系・コンピューター関連）の調達。協力準備調査で詳細を確認。

イ) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容：詳細は協力準備調査にて確認。

ウ) 調達・施工方法：本邦企業を前提とするものの、入札不調の可能性も考えられるため現地企業による施工も併せて検討する。詳細は協力準備調査にて確認。

エ) 日本式教育の導入についても検討する。

③ 他の JICA 事業との関係

現在実施中の技術協力「パレスチナ日本初等理数科カリキュラム・教科書改訂協力プロジェクト」(2016～2018年)や現在検討されている後継事業と連携させ、教育分野の我が国の経験や強みを生かして、ハードとソフトの両面から教育の質の向上を支援する。

(2) 事業実施体制

① 事業実施機関／実施体制

教育・高等教育庁（Ministry of Education and Higher Education）

② 他機関との連携・役割分担：特になし。

③ 運営／維持管理体制

教育・高等教育庁が監督省庁として運営維持管理を含む予算確保を、同庁地方局が日常の各学校の運営を担う。詳細は協力準備調査にて確認。

(3) 環境社会配慮

① カテゴリ分類 ☐A ☐B ☒C ☐FI

② カテゴリ分類の根拠：本計画は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

(4) 横断的事項

紛争予防配慮の観点から不安定要因を助長しうる点、また紛争が勃発していた当該地域で本計画を実施する際の留意として、①実施体制、C/Pの妥当性、②事業内容の妥当性、③裨益対象地域、受益者の妥当性、④法的・実質的な土地所有や利用権の状況、⑤資機材輸送の安全性、等について協力準備調査で確認する。

(5) ジェンダー分類

ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件

(6) その他特記事項

安全対策として本計画を実施する際に予見される脅威とこれへの対策の検討に必要な情報を協力準備調査にて収集し対策を検討する（必要に応じ協力準備調査時に安全対策担当団員を配置）。パレスチナ事務所の安全対策外部アドバイザー等の人材も活用する。

4. 過去の類似案件の教訓と本計画への適用

ニカラグア向け無償資金協力「北部地域教育施設改修計画」（2014）事後評価等では、農村部にて二部制には一定のニーズがあることが分かり、事業の有効性の指標として二部制の削減を掲げることが常に適切とは限らないとの事後評価が教訓として得られた。本計画においては、対象地域の教員及び保護者へのヒアリングや現地調査を通じて利用者のニーズを協力準備調査で確認し、事業の設計や指標設定に反映させる。

以 上

[別添資料] 地図

【ヨルダン川西岸】候補サイトを■で表示



